

専門委員会の設置（案）について

1. 設置理由

- 今回、市から諮問のあった「障がい児保育の今後のあり方について」は、子どもの発達への影響や安全性の確保など、専門的な見地から検討を重ねる必要があることから、福岡市こども・子育て審議会条例第8条に基づき専門委員会を設置する。

2. 名称

- 専門委員会の名称を、「障がい児保育検討専門委員会」とする。

3. 調査審議又は協議事項

- 次の事項を調査審議し、答申案を作成のうえで審議会に提示する。
 - ・ 医療的ケア児の保育の受け皿について
 - ・ 障がいの程度が重い子どもの保育の受け皿について
 - ・ 障がい児保育に係る判定制度の見直しについて
 - ・ その他障がい児保育制度のあり方について

4. 審議スケジュール（案）

※スケジュールは現時点での予定。

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
審議会	★諮問								★答申案審議		★答申
専門委員会	5～6回程度審議										

5. 専門委員会委員名簿（案）

- 別紙のとおり